

広島県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年七月十八日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社さくらケアサポート	広島市中区大手町三丁目一三番一八号	さくらデイサービス阿品台	〇	廿日市市阿品台二―二―二	通所介護	平成二五年六月三〇日
医療法人ハートフル	廿日市市陽光台五丁目九番	アマノリハビリテーション病院		廿日市市陽光台五丁目九番	短期入所療養介護	平成二五年六月三〇日
株式会社しらかば	広島市中区十日市町一丁目四番一八号	みずほ福祉用具事業所		廿日市市阿品四丁目五一番二六号	福祉用具貸与	平成二五年六月三〇日
株式会社しらかば	広島市中区十日市町一丁目四番一八号	みずほ福祉用具事業所		廿日市市阿品四丁目五一番二六号	特定福祉用具販売	平成二五年六月三〇日
株式会社リプルケアセンター	広島市西区己斐中二丁目二三番一号	能美リプルケアセンター		江田島市沖美町美能九三七番地の二	訪問介護	平成二五年六月三〇日